

## 北海道林業事業体登録手続要領

### 第1 趣旨

「北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日林業木材第651号。以下「要綱」という。）に基づく林業事業体の登録申請等の取扱については、この要領に定めるところによる。

### 第2 登録の申請

- 1 要綱第5の登録申請者は、別記1号様式による申請書を当該登録申請者の事務所の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 登録申請者のうち道外に主たる事務所を有し道内に従たる事務所を有する者にあつては、第1項で定める申請書を、従たる事務所の所在地を所管する振興局長等に提出するものとする。
- 3 登録申請者のうち、道内に事務所を有しない者にあつては、第1項で定める申請書を、水産林務部長に提出するものとする。
- 4 申請にあつては、申請の日より3箇月前以内に交付を受けた登記事項証明書（個人事業主にあつては住民票）並びに要綱第4で規定している「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」に沿った施業等を行う旨を示した別記第2号様式の宣誓書を提出しなければならない。

なお、林業労働力の確保に関する法律に基づく改善措置計画の認定を受けた林業事業体については、認定日以降登記事項に変更がない場合に限り、登記事項証明書の提出を要しないものとする。

- 5 本条で定める申請書類を書面により提出する場合の提出部数は、1部とする。ただし、登録申請者は申請書類の写しを控えとして保管しておくものとする。  
また、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。（以下「電磁的記録」という。））により提出する場合は、送信した電子的記録（送信履歴を含む。）を保存しておくものとする。
- 6 申請書類は、書面又は電磁的記録により提出するものとし、書面により提出する場合は、提出時に、振興局長等より受理票の交付を受けるものとする。  
また、電磁的記録により提出する場合は、電磁的方法で、受理した旨の通知を受けるものとする。

### 第3 変更等の届出

- 1 要綱第7の第1項及び同条第2項の変更の届出は、別紙第3号様式により行うものとし、そのうち第1項の変更の届出については、その事実があつた日より30日以内に行うものとする。  
なお、要綱第11の規定により実施した成績評定の結果等に係る変更にあつては、必要に応じて、別紙評定点一覧表を添付するものとする。
- 2 要綱第7の第1項の死亡、消滅又は解散の届出は、その事実があつた日より30日以内に別記第4号様式により行うものとする。
- 3 第1項及び第2項の提出先等は、第2の規定を準用する。

### 第4 登録の抹消申請

要綱第9の第1項第4号の登録の抹消申請は、別記5号様式により行うものとし、提出先等については、第2の規定を準用する。

## 第5 登録の更新

要綱第3の第3項の規定による登録の更新は、登録の有効期間が満了する90日から30日前までに、別紙第1号様式の申請書により行うものとし、提出先等については、第2の規定を準用する。